

コラム

特許権の効力が及ばない「試験又は研究」の考え方について

特許法は、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」（第69条第1項）と規定している。この特許権の効力が及ばない「試験又は研究」の考え方について、リサーチツール等についての問題及び大学等での研究活動についての問題という2つの観点から、2004年、産業構造審議会の下部委員会である特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいて検討された。

わが国では従来から、「特許発明それ自体」を対象とし、かつ「技術の進歩」（例：特許性調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験）を目的とする「試験・研究」については、特許権の効力が及ばないと考えられていた。

この通説とされていたわが国の考え方に対してはこれまで特段の異論はなく、また、TRIPS協定や諸外国の制度・運用と比較検討しても、我が国の考え方は特に限定的な考え方ではないとの結論に至った。

「試験又は研究の例外」

1. 他人の特許権も尊重

（自分の特許権が知らない間に他人に使われているとしたら、あなたは思うでしょうか）

2. 他人の特許発明を参考にしてしている研究は注意

（特許権侵害とは、特許権者の許諾を受けることなく特許発明を実施（使用等）する行為です）

3. 特許権を侵害しないためには事前の調査が有効

（権利者から許諾を受けたり、特許発明品を正規に購入すれば権利侵害にはなりません）

4. 研究において他人の特許発明を使用しても侵害に当たらない場合
（このような例外を「試験又は研究の例外」と言います）

※試験・研究のすべてが例外とされる訳ではありません。

あなたの行っている研究は、特許発明
それ自体についての試験・研究ですか？

はい

いいえ

「試験又は研究の例外」に該当しない。✕

（例）特許権者に無断で繁殖させた実験用マウスを用いて行う新薬の開発のための研究

以下の1～3の何れかに該当しますか？

1. 改良・発展を目的とする試験

技術（特許発明）を進歩させて、
もっと良いものになりたい。

2. 機能調査

特許発明の効果・副作用を確認
したい。

3. 特許性調査

特許を取る条件を満たしていたか
確認したい。

はい

「試験又は研究の例外」に該当。
権利者の許諾を得なくても特許発明
に関する研究を行うことが可能

「試験又は研究の例外」に該当しない。✕

（例）特許発明の経済的効果の調査研究

いいえ